

第 7 次鹿角市総合計画

基本構想

(令和 3 年度一令和 12 年度)

(令和 7 年 12 月変更)

鹿角市

【 目 次 】

第1章 総合計画策定の趣旨	P1
第2章 総合計画の全体像	P1
第3章 鹿角市を取り巻く社会情勢	P2
第4章 まちづくりの将来像	P8
第5章 まちづくりの戦略・取組方針	P10
第6章 土地利用の基本方針	P16
第7章 計画の推進	P17

第1章 総合計画策定の趣旨

複雑・多様化した市民ニーズや地域特有の課題、また、人口の減少、高度情報化やグローバル化といった社会情勢の変化に対応しながら、長期的展望にたった総合的で計画的な都市経営を推進するための方針として、分野ごとの個別計画の上位に位置し、最も基本となる「第7次鹿角市総合計画」を策定します。

第2章 総合計画の全体像

1. 計画の構成

(1) 基本構想

基本構想は、本市の将来都市像と、その将来都市像を実現するための目標や方針を定めます。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示した将来都市像を実現するための具体的な施策を体系的に明らかにし、その取り組みの方向性や主な事業を定めます。

(3) 実施計画

実施計画は、各年度に実施する具体的な事業を、社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応しながら、毎年度見直しを行い取りまとめた短期計画とします。

2. 計画の期間

基本構想は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間ですが、計画期間中に生じた社会変革の動きに対応するため、令和7年度に基本構想の見直しを行っています。

基本計画は、本市をとりまく社会情勢の変化に対応するため、基本構想の中間年に必要な見直しを行うものとし、前期5年間と後期5年間に分けた計画とします。

実施計画は3年間とします。

第3章 鹿角市を取り巻く社会情勢

1. 人口減少・超高齢社会の進行

日本の総人口は平成 20 (2008) 年をピークに減少局面に入っています。本格的な人口減少・超高齢社会 (65 歳以上の高齢者の総人口に占める割合が 21% を超える社会構成) の進行は、地域社会の維持に大きな影響を与えています。

(1) 本市の人口推移

本市の人口は市制施行前の昭和 30 (1955) 年をピークに減少が続いている、近年では毎年平均して約 2.0% ずつ減少しています。

年齢別に見ると、0 ~ 14 歳までの年少人口は長期的に減少傾向にあるほか、15 ~ 64 歳までの生産年齢人口は平成 22 (2010) 年に 2 万人を下回り減少を続けています。老人人口は、団塊世代が順次老年期に入り、かつ、平均寿命が伸びたことから増加傾向にありました。令和 3 (2021) 年以降は減少に転じています。

(2) 将来推計人口

本市の総人口は、今後も緩やかな減少傾向が続くと見込まれます。

年齢別に見ると、年少人口と生産年齢人口の実数は、一貫して低下していく一方で、一定の出生を維持する一方、15 歳から 34 歳までの年代での社会減が収束せず、構成比については年少人口よりも生産年齢人口の減少幅が大きいものと見込まれます。

老人人口の実数は、令和 2 (2020) 年ごろにピークを迎え、その後、微減傾向に転じています。0 ~ 64 歳人口が減少していくため、構成比は高いまま推移していくと見込まれます。

(単位：人)	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年
総人口 (推計)	25,808	23,101	20,603	18,305	16,193	14,230
年少人口 (0~14 歳)	2,170 (8.4%)	1,622 (7.0%)	1,281 (6.2%)	1,120 (6.1%)	1,012 (6.2%)	905 (6.4%)
生産年齢人口 (15~64 歳)	12,268 (47.5%)	10,739 (46.5%)	9,474 (46.0%)	8,029 (43.9%)	6,587 (40.7%)	5,472 (38.5%)
老人人口 (65 歳以上)	11,370 (44.1%)	10,740 (46.5%)	9,848 (47.8%)	9,156 (50.0%)	8,594 (53.1%)	7,853 (55.2%)

※出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」による鹿角市の将来人口推計

(3) 人口構造の若返りによる持続可能な社会システムの構築

生産年齢人口の減少が加速すると、地域産業の成長力やまちの魅力を低下させることにもつながるほか、いったん経済規模の縮小が始まると、それが更なる縮小を招く「縮小スパイラル」に陥ることが予測されます。

実際、鹿角市産業連関表からの分析では、本市の地域経済に及ぼす影響として、需要の減少よりも供給力の低下による影響の方がはるかに大きいことが分かっています。

本市では、これまでの少子化対策の成果により、合計特殊出生率（1人の女性が15歳から49歳までに産む子どもの数）の平均が、秋田県内で高い状況が続いていましたが、依然として低下傾向にあります。また、移住促進の取り組みの効果も表れていますが、本市の人口動向への影響は、自然減よりも社会減のほうがより強いことが分かっています。

人口減少をできるだけ緩やかにするためにも、いったん市外に転出した若者世代が戻ってきやすい環境づくりを進め、多様な価値観・考え方を大前提として、若い世代の視点に立って結婚・子育てに関する希望の形成に取り組み、人口構造の若返りを図ることが必要です。

そのため、総人口が減少する中であっても、地域を支える担い手が活躍する持続可能な社会システムの構築を目指し、若者世代の活力が地域で存分に發揮されるまちづくりを進める必要があります。

加えて、新たな人口の捉え方として、市外にいながら本市と深く継続的な関わりを持つ「関係人口」にも着目し、その創出と拡大を図っていく必要があります。

2. 地域経済の停滞

日本経済は、物価高や世界的なエネルギー・食料価格の高騰など厳しい環境にあるほか、首都圏への人口の一極集中が再び強まりつつあり、地域経済の縮小を引き起こしています。

完全失業率は、近年の人手不足を背景に 2%台の低水準で推移していましたが、物価高騰等の影響を受けて上昇傾向にあるほか、仕事を探している人に対してどの程度の求人があるのかを表す有効求人倍率は、平成 30（2018）年の平均値 1.62 倍をピークに低下へと転じており、雇用情勢の緩やかな悪化が続いている。

本市では、有効求人倍率が1.00倍を大きく上回る高水準が続いているが、求職と求人のミスマッチにより地域産業を支える人材不足が顕著となっているほか、市民アンケートでは、待遇改善や賃金格差の是正など、雇用の安定が求められています。

また、働き方改革を進めることで、人材の確保や生産性の向上を図る必要があります。

産業構造については、従業者数で捉えると「医療・福祉」が最も多く、次いで「卸売業・小売業」、「製造業」、「建設業」と続いていますが、全ての産業で従業者数が減少傾向にあります。また、付加価値額で捉えると、「医療・福祉」が全体の約3割を占めており、次いで「製造業」、「建設業」、「卸売業・小売業」

業」の順に高くなっています。

地域経済の活性化のためには、産業の成長、収縮といった産業構造の変化を捉えながら、本市の強みを生かして外貨を稼いでいる産業（農業、製造業、観光業など）の振興に加え、付加価値を生み出している産業の更なる高付加価値化などにより、外貨獲得産業への成長を促し、将来的にも自立した経済圏形成へと進化を遂げていくことが必要です。

3. 未来技術の進展

移動通信システムが生活・社会基盤として進化しているほか、対話型をはじめとした生成 AI の技術が急速に発展し、活用が進んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に非接触・非対面での生活様式が一層進展し、テレワークやオンライン会議、電子商取引（EC）の利用、電子決済などが浸透しました。

一方で、情報通信技術（ＩＣＴ）へのアクセスや利用能力における格差のほか、セキュリティやプライバシーの懸念などデジタル化をめぐる課題が顕在化しています。

国においては、令和3（2021）年9月にデジタル社会形成基本法が施行され、デジタル庁が設置されました。本市においても、令和3年3月に鹿角市行政サービス・デジタル改革推進指針を策定しましたが、今後は新しいデジタルサービスやデータの活用を前提とした変革を進め、さらなる市民サービスの向上につなげていくこととしています。

今後も引き続き、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できるようにするとともに、デジタル人材の育成・確保を図り、官民挙げてデジタルの実装を通じて社会課題を解決することにより、地域の暮らしの向上、地域経済の活性化、付加価値の創出につなげる必要があります。

4. 国際化の新たな局面の到来

令和3（2021）年の東京オリンピック・パラリンピックに続き、令和7（2025）年には大阪・関西万博が開催されるなど、国際交流を深める機会が拡大しているほか、アジアを中心に個人観光ビザ発給要件等の緩和措置が進められており、インバウンドに伴う多大な経済効果に対する期待が高まっています。

さらには、生産年齢人口の減少による労働力不足を背景として、外国人労働者の増加が進んでいます。

本市では、主にアジア圏からの外国人宿泊客数が年々増加しており、令和6（2024）年には18,000人を超えるなど、インバウンドに対応した観光地づくりが進んでいます。

また、本市には、1300年の歴史を誇る史跡尾去沢鉱山のほか、ユネスコ無形文化遺産の大日堂舞楽、花輪祭の屋台行事、毛馬内の盆踊、さらには、大湯環状列石など、4つの世界に誇る文化遺産があるまちとして、類まれな資源に恵まれていることが国内外から再認識されています。

これら地域の特長は、国外から人々を惹きつける大きな強みであるほか、すそ野の広い観光業におい

ては外国人をターゲットとした EC 市場の拡大なども期待できるため、今後は世界水準を目指す DMO を中心に、デジタル技術の活用などの観光地経営の高度化が必要です。また、市民一人ひとりが異なる文化や価値観に触れる機会を取り入れるなど、国際的なコミュニケーション能力を持った人材の育成も必要です。

さらに、本市には約 200 人の在留外国人の方々が暮らしていますが、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め、理解し合い共生するまちづくりを進める必要があります。

5. 安全・安心を脅かすリスクの増大

東日本大震災や近年頻発している豪雨災害など、甚大な自然災害が発生し、行政主導の防災・減災対策に合わせ、自主防災活動などをはじめとした地域コミュニティにおける防災活動の重要性がますます高まっています。また、災害だけでなく感染症対策等の危機管理や、日常生活における脅威である犯罪、交通事故などを防止する取り組みの必要性もより重要性を増しています。

市民アンケートと若者アンケートにおいても、災害や犯罪の少ない「安全・安心なまち」は、世代を問わず重視されており、本市では、いつ起こるか分からない災害に備えて、日ごろからの防災啓発や、災害時のさまざまな状況下で、自らの身を自分自身で守る「自助」のための的確な判断ができるよう緊急情報発信システムなどによる情報提供を進めてきました。また、自分自身ではどうにもならないことであっても、組織による「共助」によって減災を可能にする自主防災組織の設立を進めてきたことにより、総世帯数の約 6 割まで組織化が進んでいます。

自然災害等の発生を止めるることは不可能であるため、被害をいかに軽減するかが重要であり、さまざまなリスクに備えた危機管理体制を平常時から想定（構築）しながら、災害に強いライフラインの整備や公共施設の耐震化、治水対策を進めるとともに、「共助」組織による自主防災力の更なる向上が必要です。

また、インターネットを介した犯罪や特殊詐欺などが複雑・巧妙化しているため、日常生活における多様な防犯対策のほか、75 歳以上人口の増加も見据えた交通事故を減らす取り組みが必要です。

さらに、近年では集落へのクマの出没が問題となっているなど、加害鳥獣の種類や生息範囲の拡大が深刻化しており、対応が求められています。

6. 脱炭素社会の実現

自然環境に恵まれた日本は、多種多様な生物や固有種を有しており、将来にわたり、この豊かな生態系が健全に維持され、自然と共生できる社会づくりが求められています。また、国では 2021 年 4 月に、2030 年度において、温室効果ガス 46% 削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50% の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

本市は、十和田八幡平国立公園をはじめとした美しい大自然に抱かれており、四季折々で彩のある景勝地は多くの観光客を魅了し、八幡平・湯瀬・大湯の3カ所の温泉郷や、のどかな里山の原風景は、日々の暮らしに癒しのひとときを与えてくれるかけがえのない価値を生み出しており、健全な状態で次世代へ引き継いでいくことが命題です。

また、豊富な森林資源や電力自給率が400%を超える再生可能エネルギーを有しており、地域電力小売会社による電力資金の域内循環とエネルギーの地産地消を目指す取り組みを進めながら、全国に先駆けて2030年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指しています。

大企業・中小企業を問わず、「脱炭素経営」の取り組みが広がっていることから、本市においても積極的に脱炭素化を行うことで、産業競争力を維持・向上させるとともに、脱炭素型ライフスタイルへの転換など地球温暖化対策を進めていく必要があります。

また、木材需要の高まりにより森林の伐採が進んでいますが、二酸化炭素吸収量を維持・拡大していくためには、森林整備サイクルを好循環させることが重要です。

7. 社会の成熟化に伴う価値観の多様化

世界の持続可能な開発・発展・成長などは、誰一人取り残さない世界の実現によって可能となるという共通理解のもと、経済・環境・社会の密接した諸課題への対応として持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられ、国内でも浸透してきています。また、経済成長や物質的な豊かさだけでなく、幸福度中心の社会への転換が提唱されており、「生活の質」に対する意識の高まりに合わせ、ワーク・ライフ・バランスの実現や、一人ひとりが自分らしく活躍できるような環境の整備など、市民が幸せ（ウェルビーイング）を実感できる社会の実現が求められています。

価値観の多様化に伴い、地域のつながりが希薄化したと言われており、コミュニティ活動への参加が少なく、自治会の機能低下や活動維持が難しくなっています。一方、本市の魅力や可能性に共感するなど、地方での自分らしい生き方を求めて、都市部から本市に移住しようとする人が増えつつあります。また、今後の本格的な人口減少局面においても本市の活力を維持・向上していくためには、関係人口づくりにこれまで以上に取り組む必要があります。

これまで本市独自のまちづくりの理念として掲げてきた「共動」を礎に、一人ひとりが個性や能力を発揮できる多様性を尊重しあう寛容な社会への意識を高めていく必要があります。また、地域の当事者として自分ができることに取り組むことは、世界の課題を集約したSDGsのゴールと符合するもので、取り組みの必要性をこの地に住むみんなで共有しながら、パートナーシップによる地域づくりを実現していく必要があります。

8. 土地利用の量から質への転換

人口減少のもと、進行する低密度な市街地の拡大を防止し、適正かつ合理的な土地利用により、豊かで安心して暮らせる生活や地域経済の維持・増進に寄与し、将来に渡って持続可能となるまちづくりが求められています。

本市では、歴史街道である鹿角街道や早くから整備された鉄道に沿って、4つの拠点からなる都市構造が形成されてきましたが、人口減少・超高齢社会が進行した現在においては、市街地、集落地を問わず、住宅地の空洞化や空き家の増加が課題となっています。

中心市街地においては、花輪駅西住宅や文化の杜交流館、鹿角花輪駅前広場の整備などにより、市中心部の求心力となる都市機能の整備が進みましたが、EC市場の拡大などにより、中心商店街の活力低下が課題となっています。このため、中心市街地の空き物件の利活用により、まちなかへの居住を推進するとともに、中心市街地への交通アクセスや市街地内の交通アクセスの向上により、「まち使い」を高めていくことで中心市街地の活性化を図る必要があります。

また、広域的な北東北の交通拠点としての利便性を生かし、経済基盤を持続的に強化するため、既存の産業団地などへ新たな産業の立地を進める必要があります。

都市近郊の農地においては、住宅開発などによる農地転用が増加してきたことから、今後も農地の集約化などにより、適正かつ効率的な土地利用を進めていく必要があります。

交通環境においては、東北縦貫自動車道と、2つのインターチェンジでこれに接続する主要幹線道路が一体となって、生活の利便性や経済活動の生産性向上をもたらす高速交通ネットワークを形成していますが、一方では、本市の各拠点を結ぶ軸となる幹線道路で渋滞が発生していることから、高速交通体系に即応した混雑緩和対策を進める必要があります。

9. ひっ迫が懸念される地方財政

地方公共団体の財源の確保においては、景気の状況にかかわらず大幅な税収の増加は見込みにくいのが、全国に共通する課題です。また、超高齢化社会においては今後も社会保障費の増大・税収の減少などが懸念されます。

本市では、多様化、高度化する市民ニーズに対し、事務事業の見直しを図りながら市民サービスの質の向上と財政の健全化の両立に努めてきました。引き続き新たな価値の創造につながる経営的な視点を持った持続可能な行財政運営が求められています。

また、公共施設等は整備からの経過年数が増えることで、維持管理や更新需要の増大が見込まれます。人口減少や利用ニーズの変化を踏まえ、機能の重複や代替可能なサービスの有無などを考慮した適正配置が求められています。

地方公共団体の財政状況を示す指標である実質公債費比率は8.4%、将来負担比率は30.4%（ともに

令和6年度）と、県内13市で比較しても財政の健全性を堅持していますが、これからもさまざまな市民サービスを提供していくためにも、市税収入の確保はもとより、ふるさと納税や有料広告などといった税外収入の確保にも積極的に取り組みながら、より一層行財政基盤を強化していく必要があります。

第4章 まちづくりの将来像

1. 将来都市像

将来都市像 「ふるさとを誇り 未来を拓くまち 鹿角」

将来都市像は、本市の将来のあるべき姿として、市民みんなで進めるまちづくりの共通のイメージとなるものです。

本市はこれまで、十和田八幡平国立公園をはじめとした豊かな自然の恵みのもと、人口が減少する中においても、先人の知恵とたゆまぬ努力により、歴史と文化を紡ぎ、発展を遂げてきました。

わたしたちのまちには、幸福を感じる時間や場所が至るところにあります。「鹿角市市民憲章」に謳うように、大自然に抱かれた四季折々の本市の姿は、特有のものであり、また、心が癒されるゆとりのある生活空間や暮らしのひとときはかけがえがなく、これを受け継いでいくことは、新しい時代を生きるわたしたちにとっても、不変の願いです。

しかし今、わたしたちを取り巻く社会は、かつて経験したことのない人口減少と、世界に類を見ない高齢化という予測困難な時代に直面しており、本市でも将来を担う若者から選ばれる地域づくりの必要性がさらに高まっています。

こうした社会の変化に対応し、人、自然、産業、歴史文化などの地域資源を生かし、日々の暮らしに安定と彩を添え、住み続けたいと思える持続可能なまちを形成していくことが、これからのわたしたちには求められています。

人と人をつなぎ、人と地域をつなぎ、明日への希望を持ちながら、誇りをもって受け継がれてきた豊かな歴史を、親から子へ、伝え育てようとする鹿角人の気質や風土が時代を超えて財産となり、その恵みが「ふるさと鹿角」の価値となって現代へとつながっています。

今ここで暮らすわたしたちも時の重なりに身を置く一員です。多くの先人たちの手によって作り上げられてきた「ふるさと鹿角」の価値を、これからもわたしたち市民一人ひとりの手によって形づくりながら、その先に鹿角の光り輝く未来を拓いていくことが大切です。

すべての市民がふるさとに誇りを持ち、紡がれてきた価値を最大限に生かしながら、新たな時代へチャレンジすることで、バランスの良い年齢構成のもと、市民一人ひとりが自分らしく幸せ（ウェルビーイング）を実感し、未来に希望を抱いて暮らせるまちの実現を目指し、「ふるさとを誇り 未来を拓くまち 鹿角」を将来都市像に掲げます。

鹿角市民憲章

(昭和 49 年 11 月 3 日制定)

わたくしたちは、緑と水の映えるまち鹿角の市民です。

鹿角市は豊かな伝統と美しい自然に恵まれ、発展をつづけている希望のまちです。

わたくしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、自然と文化の調和をはかり、自由と責任を重んじ、みんなのしあわせと永遠の平和を願いこの憲章を定めます。

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 自然をいたわり | 美しくきれいなまちをつくります。 |
| 2 健康で働き | 活気のある楽しいまちをつくります。 |
| 3 親切をつくし | 愛情ゆたかなまちをつくります。 |
| 4 きまりを守り | 安全で明るいまちをつくります。 |
| 5 教養を高め | うるおいのある文化のまちをつくります。 |

2. 将来都市像の実現に向けた基本姿勢

「ふるさとを誇り 未来を拓くまち 鹿角」の実現に向けての基本姿勢は、次のとおりとします。

(1) 「守り」と「攻め」の両輪で暮らしの幸福度を高めるまちづくり

不確実だと言われる時代だからこそ、本市の産業力をけん引している農業や製造業といった地域産業を振興するとともに、安全・安心な社会を支えることで、足元の確かな暮らしを守り、挑戦に向けた基盤をつくる取り組みを進めます。

また、自然、産業、歴史文化など本市固有の資源が持つ不変の価値を最大限に引き出す取り組みにより、都市の経営力を高めます。

この両輪をもって、暮らしを守り続けられる持続可能なまちを確立するとともに、ここに集う人や他の地域との交流を進めることにより、地域への愛着と誇りを持てるまちを実現します。

(2) 「共動」によるまちづくり

市民、自治会、地域づくり協議会などの地縁型と NPO などのテーマ型の市民活動団体や、企業、学校などがそれぞれの役割や責任のもとで、相互の立場を尊重しながら、協力して市政に参画できるよう、必要な情報の共有化を図ることなどを通じて、多様な主体との連携によるまちづくりを進めます。

(3) 次代につなぐまちづくり

子どもや若者をはじめ、誰もが生涯にわたり活躍でき、「将来都市像『ふるさとを誇り 未来を拓くまち 鹿角』」を次代につなぐことができるよう、人口減少対策により人口構造の若返りを図るとともに、地域経済の活性化、地域福祉・健康づくりの推進、快適な環境の確保、災害に対する都市基盤などの整備、教育の質の向上、歴史遺産の継承などに、多様な主体と連携し、横断的・統合的に取り組み、総人口が減少する中であっても、持続可能な社会システムを構築します。

第5章 まちづくりの戦略・取組方針

将来都市像の実現に向けて、長期的な展望に立ち、描いた暮らしを確実なものとしていくために、「暮らしを守る5つの基本戦略」を定めます。健康で文化的な暮らしを営むための生業やセーフティネット、教育がなければ、人は未来に向かっていくことができません。一方、本市の特長を生かして、独自性を発揮していかなければ、未来を拓くことはできません。5つの基本戦略に加え、本市の独自性を高め、より着実に推進していくための行財政基盤の更なる強化など、3つの戦略を「都市経営の視点で攻める3つの経営戦略」と定め、自立した持続可能なまちの確立に、「守り」と「攻め」の両輪で取り組みます。

1.暮らしを守る5つの基本戦略

明日への希望をもって日々の暮らしを送ることができ、万一の場合には、温かな支援を受けられる安心があること、それが確かな暮らしです。市民の誰もが役割をもって活躍できることで、暮らしを確かに豊かなものとし、自然と支え合っているまちづくりのために、以下の基本戦略に取り組みます。

基本戦略1 活力を生む地域産業・生業を支える

産業全般にわたって既存企業等の内発的発展を促すことで、地域産業や生業が地域に根付き継承されていく産業の自走力を強化し、安定的な雇用の創出を図るとともに、物流を支える幹線道路の整備により経済活動の効率性を高め、暮らしを支える産業の活力を創出します。

若年層、とりわけ女性の定着を図るため、雇用条件の改善や労働需給のミスマッチを解消するなど、就労支援の充実と職場環境の改善に取り組み、働きやすい環境づくりを進めます。また、学び直しの機会の提供や農林業の担い手育成を進め、多様な人材が安心して挑戦できる環境を整えます。

【戦略目標】

目標指標	基準値 (年度)	目標値（令和 12 年度）
1人当たり市内総生産	2,956 千円 (H29)	3,500 千円
地元産業（会社、店舗、農業など）が元気で活力があると思う市民の割合	19.5% (R1)	50.0%

基本戦略2 元気で健やかな暮らしを支える

人生100年時代の設計に向けて、ライフステージに応じた健康づくりを進め、心身の健やかさを支える環境を整えます。健康寿命の延伸と健康格差の縮小を通じて、市民一人ひとりが生きがいと豊かさを実感しながら生活できる健康長寿社会を実現します。

医療従事者の確保や休日診療など、安心して受診できる診療体制の充実を図るとともに、近隣地域の医療資源を円滑に利用できる、より一層の医療連携により、必要な時に適切な医療を受けられる地域の医療体制を構築します。

結婚を希望する独身男女に対して、出会いの機会や結婚を見据えたライフプランを学ぶ機会を提供するとともに、結婚生活の基盤づくりを支援します。

子どもの心豊かで健やかな育ちを支援し、子どもがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、一人ひとりに合った幸せな生活を送ることができるよう、社会全体で子育て家庭を支える体制を確立します。

高齢者が尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができ、何らかの支援が必要になった場合でも、本人が望む限り住み慣れた家や地域で、人生の最後まで生活できる地域づくりを進めます。

障がいの有無や国籍の違いにかかわらず、一人ひとりの個性が尊重され、地域の一員として活躍し、心豊かに暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

【戦略目標】

目標指標	基準値 (年度)	目標値（令和 12 年度）
健康寿命	男性	77.94 年 (H29)
	女性	83.32 年 (H29)
出生数（累計）	－	904 人

心身ともに健康に暮らしていると思う市民の割合	58.7% (R1)	70.0%
------------------------	---------------	-------

基本戦略3 快適で安らぎのある暮らしを守る

市全体の取り組みで地球にやさしいライフサイクルを選択するとともに、自然豊かな環境と都市機能が共存する強みを生かし、子どもから高齢者まで、快適で安らぎのある暮らしを実感できるまちを構築します。

暮らしを支える水道水の安定した供給を維持するとともに、生活排水対策などにより、衛生的で良好な生活環境を確保します。

住宅については、安全で環境に配慮した住宅づくりを促進するとともに、管理不全空き家の発生を防止し、使用されなくなった建築物や土地の適正管理、利活用を推進します。

公共交通については、地域の移動手段の実態を踏まえ、自家用車を持たない人が、公共交通を利用しやすい環境を整備します。

循環型社会の形成によるごみの減量化と廃棄物などの適正な処理を進めます。

環境に対する意識や行動を促進するとともに、里山の魅力を構成している山・川の自然環境の保全を図り、市民が快適に過ごせるまちを形成します。

【戦略目標】

目標指標	基準値 (年度)	目標値（令和 12 年度）
生活環境が快適なまちだと思う市民の割合	49.7% (R1)	60.0%

基本戦略4 暮らしの安全・安心を高める

かけがえのない命や財産をしっかりと守り、暮らしの安全が確保され、誰もが安心して過ごせるまちづくりを推進します。

災害に強いライフラインを構築するため、河川、道路、橋りょう等の整備・維持管理を進めるほか、消防・救助・救急体制の強化など大地震や風雪水害などの自然災害をはじめとする脅威に対する備えや防止策を講じるとともに、地域に住む人が自らの手で地域の安全を守り、お互いに支え合う地域コミュニティを形成し、自助、共助による防災・減災に向けた取り組みを進めます。

また、犯罪・交通事故が起こらない、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに向け、防犯・交通安全対策を進めます。

【戦略目標】

目標指標	基準値 (年度)	目標値（令和 12 年度）
安全で安心して暮らせるまちだと思う市民の割合	77.6% (R1)	80.0%

基本戦略5 未来に羽ばたく人材を育てる

国際社会や科学技術の向上に対応し、未来に向かってより良い社会を作り出すことのできる資質・能力・人間力を育成します。

さまざまな悩みを抱える青少年やその関係者が、必要なときに相談できる体制を強化するとともに、子どもが自ら育とうとする力を支援することで、成長期に育まれる生きる力を引き出します。

学校が、地域や家庭とともに子どもたちを育むというビジョンを基に、特色のある教育活動を展開するとともに、自信を持って未来を切り拓いていく力を身につけ、社会や世界と関わり、より良い人生を送ることができる教育の充実を図ります。

さらに、鹿角の未来を担う人材を育むため、高校教育との連携を図りながら、地域全体で魅力ある学びの場づくりを進めます。

生涯を通して、学ぼうとするときに教養や技術を高めることができ、自身の生きがいや喜びとなることで地域に還元できるまちづくりを推進します。

【戦略目標】

目標指標	基準値 (年度)	目標値（令和 12 年度）
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	84.2% (R1)	86.0%

2. 都市経営の視点で攻める3つの経営戦略

社会の成熟化や人口減少の進展、社会資本ストックの老朽化が進む中、産業や生活機能を郊外へと広げていくことを前提とした発想では立ち遅れる時代となりました。また、第4次産業革命とも呼ばれる技術革新や経済・社会のグローバル化が、産業構造や働き方を大きく変えることが予想されます。

そのため、本市がこれから時代を生き抜く基礎自治体であり続けていくために、本市の持つ優位性・独自性を発揮するとともに、さまざまな人々の力を生かし、限られた資源で経済面や社会面への補完効果をもたらすための知恵と工夫、そして、新時代の流れに対して攻める姿勢と不断の実行により、以下の経営戦略に取り組みます。

経営戦略1 まちに若者と活力を呼び込む

本市が持つ成長の可能性の高さを、市民・事業者・行政が再認識し、十分に生かしていくことで、存在感を放ち選ばれるまちづくりを推進します。

若者が主体的に活躍し、学び・交流・挑戦を通じて、日々の暮らしに楽しさややりがいを実感できる環境をつくり、地域に誇りと愛着を持ちながら未来を描けるまちを目指します。

国内外のさまざまな都市との交流を進め、お互いに発展できる関係性を構築します。また、地域づくりの担い手となる関係人口の拡大を図るほか、大学等との連携により、地域の課題解決や市民とのつながりを創出します。

地域の特性を活かした農畜産物の高度化を進め、ブランド化やスマート農業を通じて、需要に応える魅力と競争力を高めます。

スキーと駅伝競技が盛んな地域の特長を生かした交流人口の拡大を図るとともに、スポーツを楽しめる環境や資源を最大限活用した滞留人口による消費拡大を図ります。

本市の優位性を可視化し、戦略的な企業誘致や投資の呼び込みを進めるとともに、地域資源を活用した起業・創業を支援し、若者にとって魅力ある産業の創出に取り組みます。

2030年ゼロカーボンシティの実現を目指し、市域における温室効果ガス削減を進めるとともに、脱炭素化を新たな投資や雇用の創出につなげます。

【戦略目標】

目標指標	基準値 (年度)	目標値（令和 12年度）
直近5年間の人口の社会増減の累計	1,053人減 (H27-R1)	285人減
市外から人が訪れたくなる魅力のあるまちだと思う市民の割合	23.4% (R1)	50.0%

経営戦略2 「世界遺産のまち」を活かす

「世界遺産のまち」として市民の誇りと愛着を育むとともに、文化・歴史・自然など本市の豊かな地域資源を活かし、地域経済の活性化を図ります。

本市の歴史文化を未来へつなぐため、文化財の適切な保存や人材育成を進めるとともに、その価値を地域のにぎわいづくりや学びに活かします。また、世界文化遺産である大湯環状列石を「未来を支える遺跡」として、その価値を高め、広く発信し、後世へ継承する取組みを進めます。

さらには、本市の豊かな自然や温泉、世界に誇る歴史文化遺産などの地域資源を最大限に活用し、国内外の認知度を高めながら、地域連携DMOを中心に事業者や市民と連携することで、訪れる人の「感

動」が沸き上がり、受け継がれる観光地域を創出します。

【戦略目標】

目標指標	基準値 (年度)	目標値（令和 12 年度）
観光消費額（年間）	－	7,503 百万円
文化遺産が豊富で誇れるまちであると思う市民の割合	51.3% (R1)	60.0%

経営戦略3 まちの経営力を高める

人口減少による市税収入の減少、インフラを含む公共施設等の老朽化、社会保障関係経費の増加など、社会状況の変化にも耐えうる財政運営に努め、次世代に負担を残さずに市民の思いや願いを実現できるまちづくりを推進します。

公共施設等の維持管理、運営等に民間の経営能力や技術的能力を活用するなど、公共サービスの提供を民間が共に担えるまちづくりを推進します。

市民の利便性向上と行政の効率化を図るため、デジタル技術を積極的に導入・活用するとともに、市民がまちの状況や政策を理解し、関心を持ち、参画できるよう、情報のわかりやすい発信と双方向の仕組みづくりを進めます。

自治会など、さまざまな分野で地域に寄り添い、地域をけん引している人々との連携・協力・補完し合える環境づくりにより、お互いの知恵と力を生かした地域づくりを推進します。

まちなかエリアへの緩やかな人口の集約を促進するとともに、まちなかエリアの都市機能の充実により、「まち使い」を高めます。

【戦略目標】

目標指標	基準値 (年度)	目標値（令和 12 年度）
実質公債費比率（直近3年間の平均）	8.0% (H28-H30)	18.0%未満 (R9-R11)
自分に必要な行政サービスが受けられていると思う市民の割合	59.8% (R1)	70.0%

第6章 土地利用の基本方針

1. コンパクト・プラス・ネットワーク型都市の構築

市土全体の効率化を実現するために、本市の中心となる中心市街地に都市機能を優先的に配置するとともに、日常生活に必要なサービスや地域の特長に応じた機能を維持していく地域ごとの拠点を配置することで、都市機能を分担しながらコンパクトで機能的な市街地形成を進めます。また、合わせて、中心拠点と地域ごとの拠点を公共交通機関の充実やICTの活用などでネットワーク化し、連携する集約連携型の都市構造を構築することで、人・モノ・情報の交流を促進します。

2. 土地利用の方針

(1) 住宅地の配置方針

- ・住宅地は、中心市街地を有する地域及び日常生活などの地域ごとの拠点内に配置するとともに、各拠点外への無計画な拡大を抑制します。
- ・各拠点内の住宅地においては、老朽木造住宅や空き家などの安全面や防災面におけるさまざまな問題に対応するとともに、空き物件などを有効に活用しながら、都市の中心となる拠点地域への住み替えを推進し、安全・安心で利便性の高い居住環境の維持・形成を目指します。

(2) 商業地の配置方針

- ・商業地は、経済活動の中心機能が集積する拠点地域に配置し、周辺住民の日常的な買い物など、各拠点の需要を支える商業地を形成します。
- ・各拠点には、生活利便施設や観光施設の立地等、各拠点の機能・性格に見合う都市機能の集約を図り、地域の賑わいを形づくる商業環境の創出を目指します。

(3) 産業用地の配置方針

- ・産業用地は、持続的な経済基盤となる産業立地の受け皿として、東北縦貫自動車道のインターチェンジ周辺など、これまでに整備された高速交通体系の基盤を活用できる場所に誘導します。

(4) 公園・緑地等の配置方針

- ・公園や広場などは、散策やスポーツなどの健康的な活動の場、交流の場及び災害時の避難場所として、日頃から利用しやすい場所へ配置します。
- ・十和田八幡平国立公園をはじめとした雄大な自然、潤いある風土などは、次世代へ継承していくと

ともに、自然の豊かさを感じながら、ゆったりと過ごすことのできる空間として活用します。

(5) 農用地の配置方針

- ・農用地は、集約化などにより土地利用の効率化を図るとともに、生産性の高い優良な農地が整備されている農業地帯の宅地化を抑制し、農地の保全を図ります。
- ・農地における自然環境の形成や保水機能など、多面的、公益的機能を発揮しつつ、農業の健全な継続による生産性を確保し、優良農地の保全に努めます。
- ・代々守り続けられてきた里山や丘陵地の樹林地、田園などの原風景を守り伝えていきます。

第7章 計画の推進

将来都市像の実現に向け、市民満足度の向上を目指す観点から、効率的で質の高い行政サービスの提供を都市経営の方針とし、特に次の点を重視した都市経営に努めます。

1. 行政評価による経営力の向上

基本計画に定められた施策の目的を着実に達成する成果志向へと転換を図り、行政サービスの質的向上を図ります。また、具体的・客観的な数値目標の推移を把握するとともに、行政資源の効率的配分や市民からの意見も取り入れやすい評価システムを実践することにより、将来に向かって有益性の高い事業の選択と集中に努め、施策の実効性を高めます。

2. 市民に開かれた都市経営の推進

行政における公正の確保と透明性の向上を図るため、ホームページや広報紙などを活用して行政情報を積極的に公開し説明責任を果たします。また、分かりやすい情報の提供により、市民と行政のコミュニケーションの促進に努めます。